

教育基本法の全面改正をめぐる国会論議

～教育基本法案、日本国教育基本法案～

文教科学委員会調査室 すずき ゆき
鈴木 友紀

平成 18 年 4 月 28 日、政府は、昭和 22 年に制定された現行の教育基本法（以下「現行法」という。）を全面的に改正する「教育基本法案（閣法第 89 号）」（以下「政府案」という。）を国会に提出した。一方、民主党も、5 月 23 日に、「日本国教育基本法案（衆第 28 号）」（以下「民主党案」という。）を提出した。なお、民主党案は全部改正の方式を採った政府案と異なり、現行法を廃止した上で新法を制定する方式を採用している。

両法律案は、衆議院に 5 月 11 日に設置された「教育基本法に関する特別委員会」に付託され、同委員会において 50 時間近い議論が繰り広げられた。両法律案は、第 164 回国会では閉会中審査の手続が採られ、結論は臨時会以降に持ち越されている。

本稿は、政府案の提出の経緯を概観した後、第 164 回国会における中心的な 3 つの論議（愛国心、宗教教育、教育行政）を整理するものである。

1. 政府案提出の経緯

昭和 22 年の制定以来、教育基本法を再検討する必要性は度々言及されているが¹、今回の政府案提出につながる動きが加速したのは、平成 12 年 3 月に、小淵総理大臣が私的諮問機関として「教育改革国民会議」を設置したことに始まる。戦後教育の総点検と教育の基本に遡った議論を行うことを目的として設置された教育改革国民会議は、同年 12 月に、森総理大臣に最終報告を提出し、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しと教育振興基本計画の策定が必要である旨を提言した。

この報告書を受け、翌 13 年に、遠山文科相が中央教育審議会に対し諮問を行った。中央教育審議会は、基本問題部会を設置した上で集中的に議論を行い、一日中央教育審議会（公聴会）有識者や関係団体等からのヒアリングを行った後、平成 15 年 3 月に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申した。なお、同答申は、今回提出された政府案の基礎となるものであり、「愛国心」に関する文言や義務教育期間の規定など若干異なる点はあるものの、政府案は答申の内容におおむね沿うものとなっている。

答申から 2 か月後の平成 15 年 5 月、与党は、教育基本法に関する協議会を設置、翌 6 月には協議会内に検討会を設置し、教育基本法改正の検討に本格的に着手した。検討会による中間報告（平成 16 年 6 月）を経て、平成 18 年 4 月 13 日、協議会は、前文及び 18 項目からなる「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について（最終報告）」を取りまとめた。そして、この最終報告を基に条文化された「教育基本法案」が、同月 28 日に、政府案として国会に提出された。

表 教育基本法に関する主な動き

年	主な動き
昭和 22 (1947) 年	教育基本法制定
昭和 24 (1949) 年	吉田茂総理、私的諮問機関として文教審議会を設置。(教育勅語に代わる道徳的指針として「教育綱領」の作成を目指す、作成に至らず。)
昭和 31 (1956) 年	「臨時教育制度審議会設置法案」(教育に関する現行制度を検討し、緊急な重要施策を総合的に調査審議することが目的)提出。審査未了により廃案。
昭和 41 (1966) 年	中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について」答申、別記として「期待される人間像」が掲載。
昭和 59 (1984) 年	臨時教育審議会設置、昭和 62 年の第 4 次答申(最終答申)まで、4 回にわたり答申。
平成 12 (2000) 年	小淵恵三総理、私的諮問機関として「教育改革国民会議」を設置(3月)。最終報告では、新しい教育基本法を考える 3 つの観点を示し、「政府においても本報告の趣旨を十分尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要」と明記(12月)。
平成 13 (2001) 年	中央教育審議会に、「教育振興基本計画の策定」と「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について諮問(11月)
平成 15 (2003) 年	「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申(3月) 「与党教育基本法に関する協議会」設置(5月)
平成 16 (2004) 年	与党協議会内に「与党教育基本法に関する検討会」を設置(6月) 与党協議会、与党検討会が取りまとめた「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について(中間報告)」を了承(6月)
平成 18 (2006) 年	与党協議会、「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について(最終報告)」を取りまとめ(4月13日) 教育基本法案(第 164 回国会閣法第 89 号)提出(4月28日) 日本国教育基本法案(164 回国会衆第 28 号)提出(5月23日)

2. 第 164 回国会における論点

教育基本法の改正に関する最大の論点として、「愛国心」、「宗教教育」、「教育行政」の 3 点が挙げられるが、これらは教育基本法制定時から争点となっていたものであり、第 164 回国会においても議論の中心となった。加えて、そもそも教育基本法を改正する必要があるのかという根本的な問いについて、様々な観点から質疑が行われた。以下で、各論点に関する主な国会論議について、議論をめぐる過去の経緯と併せて紹介することとする。

(1) 教育基本法を改正する必要性と改正の時機

ア 教育基本法を改正する必要性²

政府は、教育基本法を改正する目的を、「科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化する中で、道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて、今後、教育においてより一層重視することが求められて」といると説明している。あわせて、具体的な社会的課題として、「倫理観や社会的使命感の喪失、少子高齢化による社会の活力低下、都市化、核家族化等」を挙げるとともに、教育の直面している課題として、「青少年の規範意識や道徳心、自律心の低下、いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊、家庭や地域の教育力の低下など」

を挙げている³。このように、政府は、現在生じている様々な問題点を指摘してはいるものの、現行法の果たした役割を否定するわけではなく、現行法が日本の経済的繁栄や国際的な地位の向上に大きく貢献してきたと、一定の評価を下している⁴。

こうした政府の説明を受けて、委員からは、いじめ等の教育問題の原因が、現行の教育基本法の理念にあるのか、また、教育基本法を改正すれば課題は解決されるのか確認が求められた。小坂文科相は、「教育基本法は我が国の教育の根本的な理念や原則を定めたもの」であるため「教育基本法の規定それ自体が直ちに現実の諸問題と直結するものではない」、「現行の教育基本法がこういった問題の原因であるということを示し上げてはならない」と、教育基本法と諸課題との因果関係を否定している⁵。また、「教育基本法を変えれば教育は自動的に変わっていく、そのようなことを申した覚えもございません」と述べ、教育基本法改正と併せて、教育の改革のための推進基本計画の策定、関連法律の改正等が必要である旨を説明している⁶。

イ 教育基本法を改正する適当な時機

現行法の制定作業は日本国憲法の制定（昭和 21 年 10 月）と並行して行われ、また、現行法の前文に、「日本国憲法の精神に則り」とあることから分かるように、教育基本法と憲法は密接な関係にある。判例においても、教育基本法の位置付けは「憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的」とすると解されている⁷。

そこで、「教育基本法は憲法の附属法」であることから、憲法の議論を行った上で、政府は改正案を提出すべきとの指摘がなされた⁸。これに対し、小泉総理大臣は、「教育基本法は、日本国憲法と密接に関連してはいるものの、憲法改正を待たなければ改正できないという関係にはない」と答弁している⁹。

(2) 「愛国心」をめぐる論議（政府案第 2 条第 5 号、民主党案前文）

現行法	政府案	民主党案
記述なし。	<p>伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>（第 2 条第 5 号）</p>	<p>…日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統、芸術を尊び、學術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求する…</p> <p>（前文）</p>

教育基本法に「愛国心」、「祖国思想の涵養」に関する規定が欠如していることは、昭和 22 年の制定当時から論点の一つとなっており、例えば、帝国議会における審議の際に「新しい意味における民主的の意味における愛国の精神」が条文中にないことが問題点として挙げられている¹⁰。その後も、昭和 41 年に提出された中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」に別記として掲げられた「期待される人間像」において、「日本人にとくに期待されるもの」に「正しい愛国心をもつこと」が明記された（前頁表）。しかし、「愛国心」を教育基本法に盛り込むことに対しては、(1)戦前の国家主義を想起させる、(2)排他的ナショナリズムを助長する、(3)憲法の定める内心の自由に抵触する、等の観点から

反対する論者も多い。

ア 「愛国心」等の徳目を明文化する意義

現行法第1条(教育の目的)では、「真理と正義を愛し」、「個人の価値をたつとび」等の徳目を掲げているが、政府案第2条では、「我が国を愛する態度を養うこと」を始め、教育の目標として約20項目にわたり新たな徳目が掲げられた。小坂文科相は、現行法は特に強調すべき徳目を挙げたものであり、必要な徳目すべてを網羅的に示したものではないとする制定時の政府答弁を踏まえ、徳目の追加について「今日重要と考えられる事柄を新たに教育の目標として明示することとしたものであり、これらの事柄は現行法の『人格の完成』にも含まれているものと考えている」と説明した。その上で、政府案で新たに規定された徳目は、既に学校教育の中で、現行の学習指導要領に基づいて、指導が行われているとする¹¹。

この答弁に対し、現行法制定時に「基本法と致しましては、此の程度に止めて置いた方が宜い」とのことを理由に明文化が避けられた具体的な徳目を、なぜ政府案では明文化をあえて図ったのか、その根拠が問われた。小坂文科相は、「それを規定することによって浸透を図るという手法は、決して否定すべきものではない」、「その当時の考え方と現在の考え方が違うからといって、非難されるべきでもない」との見解を示した¹²。さらに、政府は、今後、これらの徳目について、「学習指導要領全体の見直しの検討の中で、…各教科等の具体的な教育内容の中にどういうふうにかかしていくのか検討してまいりたい」、「具体的な指導のあり方について検討して、積極的な指導が各学校で行われるよう取り組んでいきたい」と述べている¹³。

イ 「愛国心」を評価することの是非

前述したとおり、政府案に盛り込まれた「我が国を愛する態度」等の徳目は、既に学習指導要領に盛り込まれており、政府は、政府案第2条を「教育の目標を法律で規定することによって、その教育の目標を人の内心にまで立ち入って強制しようとするものではなく、憲法の定める内心の自由に抵触するものではない」と説明する¹⁴。さらに、国を愛する態度等の評価について、小泉総理大臣は「これまでも児童生徒の内心の自由にかかわって評価することを求めておらず、このことは本法案により変わるものではありません」と答弁している¹⁵。

しかし、一部の小学校において「愛国心」に関する項目が通知表において評価の対象とされていたため、大きな争点となった。小泉総理大臣は、「これは間違いかどうかという以前に、こういうことで小学生を評価することは難しい、あえてこういう項目を持たなくてもいいのではないかというのが率直な感想」¹⁶、「そんな評価なんて必要ない」と評価することに否定的な見解を述べた¹⁷。一方、小坂文科相は、「伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに云々、こう仮に書いたとして、これについて評価をするという場合に…そういう評価項目を書くこと自体否定するものではないが、その評価に当たっては、内心を評価することがあってはならないということを指導していく」と答弁し、国を愛する態度を通知表の項目とし、評価の対象とすることについては容認している¹⁸。

また、政府は、その評価方法として、「児童生徒の内心を調べて、国を愛する心情を持っているかどうか」で評価するのではなく、「我が国の歴史やその中の先人、偉人の業績といった具体的な学習内容について進んで調べたり、学んだことを生活に生かそうとしたりする姿勢を評価」するものとしている¹⁹。これに対して、委員から、「内心の評価に至らないで評価をする、非常に難しいところ」と懸念が表明されている²⁰。

なお、政府は、第2条第5号の「我が国を愛する態度を養うこと」の定義について、「我が国を愛し、さらにその発展を願い、それに寄与しようとする態度」と説明した上で、「心」ではなく「態度」という文言を使用したことについて、「態度を養うことと、心、心情を培うことは、一体としてなされる」と繰り返し答弁している²¹。さらに、「日本を愛する心を涵養」と前文で規定した民主党案と比較し、小坂文科相は、「完全に一致することではないかもしれないが、ともに同じような方向性を持ったものである」と述べている²²。小泉総理大臣も、「態度を養う、心を涵養するというのには、それほど私は大きな違いがあるとは思わない」、「心も態度も両方大事だ、そういう風に私は感じております」とし、十分な審議により共通の認識を持つことが可能であると答弁している²³。

(3) 宗教教育（政府案第15条、民主党案第16条）

現行法	政府案	民主党案
宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。（第9条第1項）	宗教に関する寛容の態度、 <u>宗教に関する一般的な教養</u> 及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。（第15条第1項）	宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。（第16条第3項）

戦前の国家神道体制の下、学校が「軍国主義と極端な国家主義の思想教育の場」²⁴となったという我が国の歴史的経緯を背景として、現行法第9条は規定された。第9条では、憲法第20条（信教の自由）と第89条（公の財産の支出・利用の制限）を受けて、学校教育の宗教的中立性が宣言されたが、現行法制定時から、その規定には議論がある。例えば、当時、「健全な宗教心を養うための宗教教育を尊重するという態度を明らかにしておくことが必要」であり、現行法第9条第1項は、「いささか曖昧であり、また何となく微温的」と否定的な見解が述べられたが²⁵、「宗教的情操の涵養」を盛り込むことの是非を質した第164回国会の論議とほぼ同様の指摘である。

ア 「宗教的情操の涵養」が盛り込まれなかった理由

小坂文科相は、現行法第9条の改正の背景について、「教育における宗教の問題というのは非常にデリケートであるということから、取り扱いが難しいという認識のもとに、ある意味では慎重になり過ぎた面」があり、このことから「いわゆる宗教的情操と言われる面において、日本人の精神的な背景の部分に若干陰りが出てきた」という認識を示している²⁶。

しかし、中央教育審議会答申では、「宗教の持つ意義を尊重することが重要」であり、

その旨を適切に規定することが適当とされたのに対し、政府案では、「宗教に関する一般的な教養」が追加されるにとどまった。その理由について、小坂文科相は、『『宗教の持つ意義を』』ということ、『宗教の社会生活における地位』ということであらわした」とし²⁷、政府案は答申を適切に反映したものと説明している。さらに、「宗教的情操の涵養」が条文に盛り込まれなかった理由については、宗教的情操を教えることは、「その内容が非常に多義的であり、特定の宗教、宗派と離れてそれを教えるということは、具体的に論じていくと難しい」ことを挙げるとともに、道徳教育の中で「人知を超えた存在というものに対する認識を持つことを教えることによって、豊かな情操を涵養したい」と答弁した²⁸。

一方、民主党案では、第16条第3項において「宗教的感性の涵養」という文言を使用するとともに、第1項で、生の意義と死の意味の考察、生命あるすべてのものを尊ぶ態度が盛り込まれ、提出者も「宗教教育を重視している」と述べている²⁹。

イ 「宗教に関する一般的な教養」の規定の追加の理由

政府案第15条第1項で、現行法の規定に加え、「宗教に関する一般的な教養」が教育上尊重されるべきものとして付加されたことについて、「宗教の役割を客観的に学ぶことは大変重要であり、特に、国際関係が緊密化、複雑化する中であって、他の国の文化、民族について学ぶ上で、その背後にある宗教に関する知識や理解を深めることは必要」であることを、改正の理由として挙げている。また、「宗教に関する一般的な教養」の具体的内容として、「主要宗教の歴史や特色、世界における宗教の分布」を例示し、今後学習指導要領を見直し、一層適切な指導を行う旨を答弁している³⁰。

しかし、委員からは、国・公立学校では特定の宗教のための宗教的活動が禁止されている現状において、どの程度の宗教教育が可能であるか、また特定の宗教の教義を教えることなくして、宗教を理解できるのかが指摘された。小坂文科相は、「特定の宗派の教義は、特定の宗教のための宗教的活動として、一般的な国公立の学校では慎重に取り扱われるべき」との原則を示すとともに³¹、僧侶、神父等を学校に招き話を聞くこと等の具体例についても「個別具体的な範囲内で判断されるべき事項である」と述べ³²、あくまで慎重な姿勢をとっている。

(4) 教育行政（政府案第16条、民主党案第18条）

	現行法	政府案	民主党案
教育行政	教育は、 <u>不当な支配に服することなく</u> 、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。 (第10条第1項)	教育は、 <u>不当な支配に服することなく</u> 、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。(第16条第1項)	教育行政は、 <u>民主的な運営を旨として行われなければならない</u> 。(第18条第1項) 地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行われなければならない。(同第2項)

現行法第10条第1項は、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と規定しているが、「不当な支配」の解釈をめぐ

って、1950年代以降、政府と一部教育関係者等との間で、激しい対立が続いてきた。全国一斉学力テスト、学習指導要領、国旗掲揚・国歌斉唱などの教育における行政の関与に批判的である教職員等が、本条を反対運動の理論的根拠として用いてきたため、国会において立法上認められた範囲における行政上の支配は「不当な支配」に当たらないとする政府見解との間で、従来、解釈に隔たりが生じていた³³。

また、現行法第10条第2項は「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」とするが、この解釈についても、「必要な諸条件の整備確立」とは教育施設の設置管理等の外的事項のことであり教育課程・方法等の内的事項についての教育行政の権限は指導、助言的作用にとどまるとする見解と、内的・外的事項の区別を否定する政府との間で見解が分かれていた。

本条をめぐるこれらの論点については、全国一斉学力テストの是非を発端として生じた旭川学力テスト事件において最高裁判所により判示され³⁴、さらに、中央教育審議会答申においても、『必要な諸条件の整備』には、教育内容等も含まれることについては、既に判例により確定」と明記されたが、依然、本条の解釈には立場により見解の相違が残っており、第164回国会においても、主要論点の一つとなった。

ア 「不当な支配」の意味

「不当な支配」の解釈については、旭川学力テスト事件において、最高裁判所が、「教育行政機関がこれらの法律を運用する場合においても、当該法律規定が具体的に命じていることを執行する場合を除き、教基法10条1項にいう『不当な支配』とならないよう配慮しなければならない拘束を受けているものと解されるのであり、その意味において、教基法10条1項は、いわゆる法令に基づく教育行政機関の行為にも適用がある」と述べ、教育行政機関の行為も「不当な支配」になり得ることを判示している。第164回国会における審議では、この旭川学力テスト事件の判決を踏まえ、改めて「不当な支配」の意味が問われた。

小坂文科相は、「不当な支配に服することなく」の意味を「教育が国民全体の意思とは言えない、一部の勢力に不当に介入されることを排除して、そして教育の中立性、不偏不党性を求め」たものであると説明している³⁵。その上で、最高裁判決は「法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為は不当な支配とはなり得ない」ことを明らかにしたものであり、政府案第16条の趣旨は「国会において制定される法律に定めるところにより行われる教育が不当な支配に服するものではないことを明確にした」ものであると答弁した³⁶。これに対して、「戦後教育の混乱の一つ」である「不当な支配」の文言を残したことに対して疑問が付される一方で³⁷、本条及びその政府の解釈について「最高裁判決の趣旨を踏まえると言いながら、その内容を百八十度ねじ曲げた、改ざんしたと言わなければならない」との厳しい指摘もなされている³⁸。

一方、民主党案では、「不当な支配」の文言をめぐり「不毛な論争が繰り広げられてきたことや「不当かどうかの判断というものも、だれがどういう基準で行うのかということについても非常にあいまい」であることを理由として、「不当な支配」の文言は削除され、代わって、「より明確な概念」と説明された「民主的な運営」という文言が使

用されている³⁹。

なお、旭川学力テスト事件で争点の一つとなった教育内容に関する政府の関与については、その論拠となった現行法第10条第2項の規定が政府案では削除されるとともに、最高裁の判決について、小坂文科相は、「(現行法第10条第2項の)必要な教育の諸条件の整備というものには教育内容等も含まれることについては、既に判例により確定している」と説明している⁴⁰。

イ 国と地方公共団体の役割分担

政府案第16条では、教育行政について国と地方公共団体の適切な役割分担と相互協力が規定されたが、政府は、その趣旨を「国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り総合的な教育施策を実施すべき」旨を、また「地方公共団体は地域の実情に応じた教育施策を実施すべき旨を規定」したものと説明している⁴¹。

この趣旨を踏まえ、政府案第16条第2項では、国の責務として「教育水準の維持向上」が規定されたが、これにより、今まで義務標準法や人材確保法等において目的規定の中に盛り込まれていた教育水準の維持向上が、教育基本法の中に始めて明記されることとなった。これまで、現行法第3条の定める「教育の機会均等」が教育内容の均等化・画一化まで要請しているかについて、「子どもの受けるべき教育内容が均等で同一水準であることを要請する」とする行政解釈、「教育の機会均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請がある」とする旭川学力テスト事件判決、「教育の機会均等の原則は、教育条件における差別の禁止を第一義とするのであり、すべての者に全国一律の教育内容を与えることまでをも意味してはいない」とする教育法学会の多数説に見解が分かれていたが⁴²、政府案の中で「教育の水準の維持向上」が明記されたことにより、これまでの行政解釈に教育基本法上の有力な根拠が与えられる可能性がある。しかし、第164回国会では、「教育水準の維持向上」の解釈について、政府に対する明確な確認は行われていない。

なお、政府は、「教育水準の維持向上」のために現在行われている国の措置として、(1)学習指導要領による全国的な教育内容の基準設定、(2)義務標準法や人材確保法、教員免許制度や法定研修などによる優秀な教員を必要数確保するための制度の確立、(3)義務教育費国庫負担法等による財源保障、(4)授業料無償等による就学機会の確保等を挙げるとともに、今後の取組として、全国的な学力調査の実施や学校評価システムの構築などを例示している⁴³。しかし、特に、文部科学省による全国的な学力調査の実施に関しては、競争や序列化の懸念も表明されている⁴⁴。

一方、民主党案では、第7条第3項で「国は、普通教育の機会を保障し、その最終的な責任を有する」と国の責務を明確化するとともに、地方公共団体の教育行政については、第18条第2項において「その長が行わなければならない」と規定することにより、首長から独立した機関である教育委員会の下、合議制により地方教育行政を行う現行制度とは、全く異なる制度の導入を提案している。これについては、首長と教育委員会の二元行政の問題点が従来指摘されていることを理由に、現行の教育委員会制度を発展的に解消し、その上で、「首長が執行する教育行政を監査するオンブズマン的な組織」を

「民主的な組織」として設置することを想定していると説明されている⁴⁵。

(5) 教育振興基本計画(政府案第17条、民主党案第19条)

政府案、民主党案ともに、教育振興基本計画の策定が盛り込まれたが、小坂文科相は、その趣旨について、「予算を要求したり、この基本法に沿っているいろいろな具体的な施策を実施するには、一つの体系的な、そしてまた総合的な位置づけ、道筋というものを明らかにすることが得策」と説明している⁴⁶。

教育振興基本計画の策定に関しては、早期策定を望む積極的な意見が表明される一方、現行法第10条の改正と併せて「教育の自主性、自律性、自由を尊重するという憲法の民主的原理を根本からじゅうりんし、政府が教育内容のすべてを握るという最悪の教育統制そのもの」と批判的な見解も示されている⁴⁷。また、有識者からも、「行政側(官僚)の裁量がこれまで以上に大きくなる。教育振興基本計画が実現すれば、教育行政の民主的コントロールは一段と困難になる」などと指摘されているところであるが⁴⁸、第164回国会においては、さほど論点として取り上げられず、今後の議論の深まりが期待される。

以上で整理した論点のほかに、「9年」の文言が削除され、年限について「将来の延長の可能性も視野」に入れるとされた義務教育(政府案第5条、民主党案第7条)⁴⁹、その重要性にかんがみ現行法に追加された幼児教育(政府案第11条、民主党案第6条)など、教育基本法に関する重要な論点は多数存在する。小泉総理大臣は「人をつくるのは教育だ、教育を重視していこう、そして、多くの国民にも教育の重要性を理解し協力してもらおう」と述べているが⁵⁰、これまでの議論を踏まえ、半世紀先を見据えた国会論議が行われることで、教育基本法に対する国民の関心・理解が深まり、より良い教育の実現、子どもを取り巻く状況の改善が図られることが望まれる。

¹ 例えば、昭和31年には、清瀬一郎文部大臣が、臨時教育制度審議会設置法案(審査未了廃案)の審議の際に、「常識的に教育基本法の第一条に八つの徳目があげてあるが、それだけではわが国のうるわしき伝統が伝え得ないのではないかと述べている(第24回国会衆議院内閣委員会・文教委員会合同審査会議録第1号2頁(昭31.2.22))。また、昭和35年には、荒木萬壽夫文部大臣が、教育基本法には、「いささか足りないところがあるのではないだろうか」「少なくとも再検討さるべき重要な課題の一つ」と述べる(第38回国会衆議院文教委員会議録第2号1頁(昭36.2.15))。

² 教育基本法改正の必要性を説明する理由を、市川昭午国立大学財務・経営センター名誉教授は、以下の5つに分類している。

- (1)押しつけ論(現行法は占領軍の押し付けによるものであり、日本人の立場から自主的に見直すべき)
- (2)規定不備論(教育界に不要な混乱を招いているまぎらわしい表現(第1条、第10条など)を改めるべき)
- (3)規範欠落論(教育荒廃現象は現行法に徳目の規定がないことが原因であり、徳目・規範を盛り込むべき)
- (4)原理的見直し論(制定以来半世紀が経ち、新しい時代・社会に照らして基本原理から見直すべき)
- (5)時代対応論(時代の進展や社会の変化に伴う新しい教育課題に対応できるよう改正すべき)

市川正午「考察・教育基本法の改正3 なぜ、見直しが必要なのか」『教職研修』(平18.6)115~118頁、同「考察・教育基本法の改正3 なぜ、見直しが必要なのか(2)」同(平18.7)115~118頁

³ 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号8頁(平18.5.31)

⁴ 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号2頁(平18.5.31)

⁵ 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号8頁(平18.5.31)

⁶ 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号13頁(平18.5.24)

⁷ 最高裁昭和51年5月21日大法廷判決(昭和43年(あ)第1614号建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件)

- 8 第164回国会衆議院本会議録第30号5頁(平18.5.16)
- 9 第164回国会衆議院本会議録第30号5頁(平18.5.16)
- 10 第92回帝国議会貴族院議事速記録第23号261頁(昭22.3.25)
- 11 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号30頁(平18.5.26)
- 12 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号31頁(平18.5.26)
- 13 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号34頁(平18.5.26)
- 14 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第9号30頁(平18.6.5)
- 15 第164回国会衆議院本会議録第30号11頁(平18.5.16)
- 16 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号21頁(平18.5.24)
- 17 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号24頁(平18.5.24)
- 18 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第9号26頁(平18.6.5)
- 19 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号4頁(平18.5.26)
- 20 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第9号26頁(平18.6.5)
- 21 第164回国会衆議院本会議録第30号4頁(平18.5.16)
- 22 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号15頁(平18.5.24)
- 23 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号11頁(平18.5.24)
- 24 永井憲一編『基本法コンメンタール 教育関係法』(日本評論社 平4.10)57頁
- 25 第92回帝国議会貴族院議事速記録第23号262頁(昭22.3.25)
- 26 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号2頁(平18.5.31)
- 27 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号12頁(平18.5.26)
- 28 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号4頁(平18.5.26)
- 29 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号3頁(平18.5.31)
- 30 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号8頁(平18.5.24)
- 31 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号4頁(平18.5.31)
- 32 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号7頁(平18.5.31)
- 33 永井憲一編『基本法コンメンタール 教育関係法』(日本評論社 平4.10)63頁、安達和志「1 教育行政(第10条)」日本教育法学会編『教育基本法改正批判』(日本評論社 平16.4)116頁を基に記述。
- 34 最高裁昭和51年5月21日大法廷判決(昭和43年(あ)第1614号建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件)
- 35 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号9頁(平18.5.24)
- 36 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号25頁(平18.5.26)
- 37 第164回国会衆議院本会議録第30号4頁(平18.5.16)
- 38 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号36頁(平18.5.26)
- 39 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号14頁(平18.5.31)
- 40 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号26頁(平18.5.26)
- なお、旭川学力テスト事件最高裁判決では「教育に対する行政権力の不当、不要な介入は排除されるべきであるとしても、許容される目的のために必要かつ合理的と認められるそれは、たとえ教育の内容及び方法に関するものであっても、必ずしも同条の禁止するところではないと解するのが、相当である」と判示している。
- 41 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号21頁(平18.5.31)
- 42 永井憲一編『基本法コンメンタール 教育関係法』(日本評論社 平4.10)29頁を基に記述。
- 43 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第12号42頁(平18.5.31)
- 44 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号22頁(平18.5.24)
- 45 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第6号22頁(平18.5.31)
- 46 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第4号28頁(平18.5.26)
- 47 第164回国会衆議院本会議録第30号10頁(平18.5.16)
- 48 池本薫「教育基本法改正案をめぐって(下)」『教職研修』(平18.8)16~17頁
- 49 第164回国会衆議院本会議録第30号4頁(平18.5.16)
- 50 第164回国会衆議院教育基本法に関する特別委員会議録第3号25頁(平18.5.24)